



女性限定定期積金

サエラ

Caetla

いつも頑張っているあなたへ  
年1回のごほうびを。

あなたの時間と  
あなたのお金を  
どう使いますか??



詳しくは最寄りの各支所までお問い合わせください。

本 店  
田所町 3-63  
☎34-0856

高津支所  
高津町 12-29  
☎34-5409

川東支所  
松神子 1-2-35  
☎46-1888

上部東支所  
外山町 15-37  
☎41-0823

上部西支所  
萩生 1168-1  
☎41-0821

金子支所  
一宮町 1-9-20  
☎35-3133

## 商品概要説明書

(令和2年4月1日現在)

1. 商品名（愛称）	・定額式定期積金又は目標式定期積金（愛称：サエラ）						
2. ご利用条件	・18歳以上の女性限定						
3. 商品種別	・定額式および目標式（初回で掛金を調整）						
4. 期間	・24か月以上						
5. 払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位 （4）契約金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます（目標式は初回で掛金を調整）。</li> <li>・掛込周期は毎月とします。</li> <li>・1回あたり1,000円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・30万円以上</li> </ul>						
6. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。						
7. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入日の店頭表示利率を約定利回りとして適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。</li> </ul>						
8. 会員特典	・年1回以上 サエライブント（映画等）への招待						
9. 手数料	—						
10. 付加できる特約	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。						
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。						
12. 貯金保険制度 （公的制度） ・保護対象	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。						
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA（本商品を申し込まれた該当JA）の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="488 1641 1365 1724"> <thead> <tr> <th>JA名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JA新居浜市</td> <td>本店営業部 信用</td> <td>0897-37-1003</td> </tr> </tbody> </table> <p>・また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>	JA名	担当部署	電話番号	JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003
JA名	担当部署	電話番号					
JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003					
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。</li> </ul>						

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA 新居浜市